

令和 8 年 第 8 回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 午後 1 時 2 3 分～午後 3 時 2 0 分

2 開催場所 安中市役所中会議室 3

3 出席委員 （17 人）

出席者	1 番	井上	豊	2 番	佐藤	光司	3 番	須藤	克美
	4 番	須藤	房二	5 番	萩原	幹雄	6 番	岡部	雅彦
	7 番	柘植	正	8 番	眞砂	幸光	9 番	田中	錦也
	10 番	橋本	一男	11 番	猿谷	健一	12 番	田中	正明
	13 番	塩谷	幸生	14 番	宇佐美	幸雄	15 番	金井	亮
	16 番	伏田	再子	17 番	丸山	征二			

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木	浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島	教馨	農地係	中嶋圭
農業振興係	石川	智美		

会議の概要

議長 ただいまから令和 8 年第 8 回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第 2 3 条第 2 項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

- 議 長 異議なしと認め、2番佐藤光司委員・15番金井亮委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、会務の報告をさせていただきます。
令和8年7月27日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係15件につきましては、令和8年8月17日付で許可書を交付いたしました。
令和8年度西部農村女性会議定期総会が7月28日に高崎市の群馬県高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が出席されました。
続きまして、群馬県農業会議の第5回常設審議委員会が8月17日に前橋市のJ Aビルで開催され、丸山会長が出席されました。
報告は以上でございます。
- 議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和8年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の10件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いいたします。
8番。
- 8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の1番と6番と7番です。
1番は、これは先月もあったのですが、土地の所有者であります譲渡人は〇〇の方に住んでいらっしゃいます。相当広い土地を持ったのですが、この譲受人になっている人は、その土地を借りて実際に今も作っているような人です。農地を確認しましたところ、きちんと畑のほうを活用されて作っておりますので、問題はないと思います。
それから、6番です。〇〇の〇〇というところなのですが、これは同じ

〇〇地内、別名〇〇と言っているのですけれども、その〇〇から〇〇の土地を買うということなのです。〇〇のほうは、〇〇、耳にしたことがあると思うのですけれども、その社長です。自分でも畑とか田んぼとかをやっている人ですから、問題はないと思います。

それから、7番のところは、〇〇の〇〇、別名〇〇と言っているのですけれども、この譲渡人から〇〇、これは事前に現地調査に行きました。営農型の太陽光の下は、実際には防草シートがびっちり張ってあって、真ん中の隙間が30cmから50cmぐらいしか空いていないという、今まで見たこともないような営農型の下のところでした。ただ、これはまた5条10番のほうで話が出てくると思うのですけれども、区分地上権の設定に関しては問題はないと思いますので、承知おきください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番と8番及び10番です。

まず、4番ですけれども、受け人は〇〇に居住しております。ちょっと遠隔地ではあるのですけれども、安中市内においても既に耕作をされているということです。問題はないと思います。特に周辺は〇〇、県道の北側に当たる部分で、水田、地目は田なのですけれども、全て耕運機で上げる場所になっておりまして、ほとんどが耕作放棄地になっています。それなので、耕作放棄地を耕作していただけるということで、地元としては大変喜ばしいことだと思っています。

その次が8番ですけれども、8番は記載の上から7筆が〇〇の場所になります。これも先ほど8番委員が言っていましたように、5条の11番の区分地上権設定でありますので、意見は5条のほうで述べさせていただきます。

続いて、10番です。これも受け人が4番同様、市外居住ではあるのですけれども、〇〇に会社の事務所を構えているということで、通勤といいますか、通うのも二、三十分あれば来られるところだと思います。その申請地も雑木が、高い木が生い茂ってしまっていて、周辺農地も耕作放棄地が多く見受けられるところでもあります。こちらも伐採、抜根から始めることになるとは思うのですけれども、耕作していただけるのであれば、地元としてはありがたいというふうに考えております。

以上、審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 2 番、5 番、8 番。8 番については 5 条のほうで申し述べたいと思いますので、ここは割愛させていただきまして、2 番と 5 番です。

2 番の農地につきましては、南側が道路で一段ちょっと下がったところで、ほとんど耕作放棄地の真ん中なのですけれども、周囲は森に囲まれていまして、いかにも害獣のすみかになるような、そういうところなのです。そこを作っていたら、そういうすみかの解消にもなりますので、よろしいかなと。この方は〇〇のほうでもネギなど、〇〇を使って大々的にやっておられる方なので、特に問題はないかと思います。

それから、5 番は前が〇〇で南側なのですけれども、あと周囲を住宅に囲まれていまして、小さい畑なのですけれども、その元は草が生い茂って害獣のすみかになっていたと。友人と 2 人で無断で何か草刈りをしていたらしいのです。それで、土地を売っていただけるのなら買って耕したいということでやる気になっておりますので、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請の 3 番です。所有権移転売買ということで、自宅に隣接する東側の土地を購入するということで、本人は会社退職後も農業を継続するということです。周囲に対する影響もないかと思えますので、審議の参考によりしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

農地法第 3 条の 9 番になります。こちらの田んぼはもう現在既に申請者が数年にわたりまして耕作しておりまして、今回は贈与ということで作付に問題はないと思います。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかになければ打ち切ります。

それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番から6番の3件、3班に7番から10番の4件、以上合計10件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条関係の2番です。この案件は是正するための申請でもありますし、また真面目な方で、周辺の畑にも草一本ないので、一応参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第2号、農地法第4条の1番。この案件は、もう住宅として使用しておったのですけれども、相続に当たり、転用していないということで、今回始末書をつけて申請をしたいということで、特に問題はございませんので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと

と思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 ご異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番の 1 件、以上、合計 2 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 第 5 条申請です。8 月 2 0 日に実施された申請面積 1, 0 0 0 平米以上、営農型太陽光申請に係る 5 条申請 5 件の現地調査結果につきましては、2 件につきまして育成や管理状態等の確認のため、申請書の内容説明をお願いしておりますので、その旨ご報告いたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 4 ページから 5 ページ記載の 1 4 件です。受理した申請書は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 3 号の農地法第 5 条、7 番と 1 4 番の 2 件です。

まず、7 番ですけれども、ここは住宅化が進んでいる中の一角で、市道でコの字型に囲まれた中の土地であります。南側で家庭菜園をちょっと作っているというようなところでありまして、ほとんど周りの農地に影響を与えることはないと思われます。

それと 1 4 番です。この土地も市道に面した、いわゆる〇〇の東側のところに当たりますけれども、現在はほとんど耕作されていない、草が生えているままの土地でありまして、コの字型にここは住宅に囲まれている中の市道に面している一角の場所であります。ほとんど周りの農地はありませんので、影響を与えるというようなことはございませんので、以上 2 件ですけれども、審議の参

考にしていだきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請の 2 番と 4 番と 6 番です。

まず、2 番ですけれども、一般住宅用地ということで周囲を確認してきました。周囲は〇〇の、〇〇ですか、あの裏なのですけれども、アパートと住宅に囲まれて、最後に残された畑地というような印象でした。この土地の後方に一部耕作している土地はあったのですけれども、特段、一般住宅用地として住宅が建てられてもですね、後方に対する影響はないかというふうに考えます。これがまず 2 番です。

4 番は、この土地は転用許可なく駐車場として貸していたということが分かりまして、寄付するに当たり、是正したく、始末書を添付して申請するというところで、当日実際に露天駐車場ということで確認したのですけれども、10 台ほど車が止まっていまして、間違いなく駐車場だということで、特段これも問題ないかと思います。

それから 6 番です。6 番は、この土地は 8 月の 20 日の日に現地調査が行われた土地でして、この申請の土地の周囲は既に住宅化が進んで、最近周囲に店舗が大分建ち始めていまして、そういう状況にある土地です。近況から考慮しても、土地の分譲用地、これはやむなしというふうに考えます。東側に畑地はちょっとあるのですけれども、住宅ができたからといって農地への影響はないかと考えます。審議の参考によりしくお願いをいたします。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 10 番です。〇〇というところになります。このところは、貸出人が地上権を持っていて〇〇が借受人ということです。実は 8 月 20 日に現地調査をしたところなのですけれども、農用地域内農地ということで、何でこんなところがというような急斜面で、石がごろごろしているようなところがこんな指定になっているのかな。いわゆる昔の青地ですか、という考えでいたのですけれども、ちょっと地元の人に聞いたら、あの辺は昔、非常に養蚕が盛んなところで、それに合わせて山をそれなりに整地したところだよと。それは別といたしまして、〇〇がこの下部のところをミニカ

ボチャを作っていたということなのですから、前段申し上げたように、一切ミニカボチャの芽も一つもありませんでした。言ったように防草シートがびっちり張ってあって、それも最近張ったのだなというところが現状が分かったものですから、実はこれどうしたものかなと。1回目の更新の事柄になるのですけれども、どんなようにしたらいいのかなというふうに思っていて、できればほかのところと同じような、〇〇、〇〇というところが関係しているところが同じようなものだったものですから、連合審査にさせていただければなと思っております。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 1 番です。1 1 番に記載の上から 7 つ、7 筆が〇〇の地域であります。それで、特に一番上の〇〇の場所なのですから、圃場ののり面と馬入れが適切に管理しているとはお世辞にも言える状態ではない。雑草も腰ぐらいまで生えていまして、入って見に行くのも大変でした。長靴を履いていてよかったです。

また、違うところ、〇〇の圃場、こちらにおいては樹木が立っているものもありまして、水がたまっていまして、上が田んぼがあって、堤があって田んぼが何枚かあって、耕作放棄地があって、田んぼが 2 枚あって、現地という形になるのですが、あれではミニカボチャ、カボチャの耕作はまず不可能であろうとも思われます。この申請地は、水稻、田んぼに切り替えたいというふうに変更ということを考えているようなのですけれども、太陽光の支柱が狭く立っているものですから、機械を入れるのが難しいのではないかと。昔ながらにバインダーで刈るのならできるのでしょうけれども、そういうふうに疑問が残りました。

以上、審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 3 番です。こちらは〇〇、この周辺でキウイフルーツの大規模な農園をこれから造園するということで、そのまず農業用の施設ということで問題ないかと思えます。お願いします。

議 長 1 3 番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の9番と11番は〇〇のところで。報告させていただきます。

9番の申請地は、前のほうに〇〇が通っておりまして、後ろは行き止まりの道路になっておりまして、今現在は細長い三角地なのですがすけれども、草地と若干木が、植木みたいなのが何本か植わっている程度で、特にほかのところに影響を及ぼすような土地柄ではありませんので、周囲に与える影響はないと考えます。審議の参考としてください。

それから、11番に記載のうち、〇〇のところなのですがすけれども、ちょうど私が行った朝早く、そこの農業をやっているというか、社長さんですかね、ちょうど来ておりまして、いろんな話を聞きました。ちょっと今、8番委員と9番委員、ちょっと言っておられましたけれども、私は好印象を持ちました。やっていることもすごいこと。本気でやっているのです。その方は夏場、〇〇でレストランもやっておられて、夏場はこちら〇〇のほうへ家を借りて、4人ほど外国人の方を使ってやっているそうです。ほかのところで、去年がカボチャを2tほど、獣害ではなくて人災ですね、盗まれたということで非常に嘆いておりました。その〇〇の太陽光の下のところもいろんなものをやっております、ちょうどカボチャを盗まれてしまったので、カボチャを植えようということで、このぐらいの苗を車に積んできて植えるところだったのですね。今からこれで実るのか大丈夫なのかなど。ちょうど20日頃だったのですが、心配していました。周りの畑は草が多いのですがすけれども、その草も持ち主が分からないということで、害獣のすみかになるので、きれいに刈っていまして、周りをやっておられました。

その隣のところ、太陽光の隣のところも畑があるのですが、そこも単管パイプをしっかりとって、ナスを作っているのですがすけれども、中国製の網を、中国から仕入れたと言っていました。鹿が何か網に引っかかって暴れたのだけれども、その網は日本では売っていないのだけれども、破れなかったということでおっしゃっていましたけれども、そんなような形でやっております、これからその下で栽培するのに可能性があるのは、ミニトマトとメロンも可能性があるなということでやる気になっておられました。ですから、全然ちょっと印象が違ってしまったので、逆のお話になるのですがすけれども。

それから、その方は熱心にやられておりまして、工業団地ばかり造成するのではなくて農業団地も、害獣のすみかとならないような、そういうような部分で

農業もやりたいということで、農業団地の造成もお願いしたいなど。あと、周囲の農地の方のお名前が分かれば、そこも買って農作業をやりたいというようなこともおっしゃっておいりました。非常に好印象を受けました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条申請で3番になります。現地を確認しましたが、ほぼ耕作放棄地状態です。北と東と南は道路に挟まれていまして、西側にまだ真新しい太陽光ができていました。特に周りに影響はないと思いますので、ご審議ください。

議 長 1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法第5条関係の5番です。この案件は、事務所建設の一時転用ということで、〇〇のほうの〇〇に当たります。この地区は〇〇されておまして、白い20mぐらいの塔が立っているところのメンテナンスだと思います。その改造工事をする事務所の一時転用ということで、周りの農地には特別問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号、農地法第5条の1番と8番と12番になります。

まず、1番ですが、こちらは3種農地ということでもありますし、周りは宅地化が進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えます。

続きまして、8番です。こちらもやはり3種農地で、周辺はもう宅地化の進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えます。

12番ですが、こちらで家庭菜園を実施したいということですので、3種農地ではありますが、農地として利用したいということですので、影響はないと考えます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から9番の5件、3班に10番から14番の5件、以上合計14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:09)

(書類審査)

(再開午後 2:28)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の7番、8番及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の10番、11番の2件の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号7番、8番及び関連する議案第3号10番、11番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号7番、8番及び関連する議案第3号10番、11番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

7番ほか申請者 お世話になっております。〇〇の〇〇と申します。

今回、〇〇の太陽光案件、全部で10区画になりますけれども、こちらの3年目の更新の申請をさせていただいております。ここは10件ある中で、おおよそは事業どおりうまくはいつている中で、ちょっと盗難のことがまず1つありまして、収穫量がぐっと減っているところもございます。こちらに関しては、来月中に防犯カメラを社内のほうで承認をいただいたので、設置のほうを進めて、9月中には設置完了する予定でございます。なので、こちらは抑止力にはなるかなと考えております。

その中で、大きく言うと10件中、まず2か所、この2か所が〇〇というところが1つ、もう一つが〇〇というこの2つの土地が、正直トラクターが入れる状態ではないというところで、すごく土の中に岩だらけになってしまっていて、トラクターがとても走れる状態ではなくて、今まで手押しの耕運機だったり、ほぼほぼ手作業で栽培をさせていただいていたのですけれども、あまりにもちょっと労力がかかってしまうということで、今回柵のほうに変更させていただきたいという旨を申請書に記させていただいております。柵の栽培開始がシルバーウィーク明けに今導入予定をしております、10月中には全て植え付けが完了するという予定でございます。

もう一つが、ここがちょっと私ども一番頭が痛いところではあるのですけれど

も、〇〇、こちらの土地が、もともとが田んぼになっているというところに加えて、脇に小川が流れている。小さい川が流れているのと、あと2筆、1筆空いて、もう一段上が、現在も今田んぼをされているというところが相まってなのですけれども、もう土がほとんどやっぱり水分を含んでしまう土地になっていて、私どもも土地の改良をかなり試みて、費用でいうと大体四、五十万ぐらいかけて、いろんなことを試みたのですけれども、やっぱりなかなかもう土壌が変わらないというところで、頭がちょっと痛い中で、選択肢として、もちろん農業委員会さんともご相談させていただいたのですけれども、私どもの今の、段階でいうとお米をやるぐらいしか本当に方法がないかなと思っていて、お米に関しては幸い〇〇のほうに知っている会社さんがいらっしゃって、そこも同じようにソーラーシェアリングをやっている会社になるのですけれども、9月に弊社の担当が、私も行く予定ですけれども、視察に行かせてもらって勉強させていただく。あとはもちろんお米なので、私どもはもう完全に素人ですから、農機具から何からというところはあるのですけれども、幸いこちらで安中市内で今現行でお米をやっている方が、農機具貸すぐらいならいいよということで、買うと多分相当我々も厳しいので、貸すぐらいならいいよということを今おっしゃってくださっているのです、そこはちょっと甘えさせていただこうかなというふうに思っています。ここに関しては、もう準備ができ次第、土地の整備から始めないと、水の流れをどうにかするということから始めないといけないので、こちらで〇〇で勉強させていただいた知識をもって進めていこうかなというふうに考えております。

大きな変更点でいうと、私からはこれぐらいになるかなというところでございます。

議長 説明はいいですか。以上でよろしいですか。

7番ほか申請者 はい、お願いいたします。

議長 それでは、申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番。今日のご苦労さまでございます。幾つかちょっと感じたことを質問していきたいと思うのですが、申請の中に〇〇の畑がございまして、そこにちょっと確認させていただいたところ、何かカボチャを植えてあったのですが、何か通常の生育を確認できるのかなと思いましたが、何かあまり植えていなかった

のかなというふうな感じだったのですが、既に収穫が済んだ後だったのかも分かりませんが、そこら辺でどのくらい取れたかということを1つと、盗難が何かあったということが申請されているのですが、実際に周りを見ますと網が相当張ってありますね。

7番ほか申請者　そうですね、ピンクの。

3番委員　網があるのですけれども、そこを穴が空けてあって盗まれているとか、何かそういう被害の状況が把握できたのかどうかを1つ。

それで、おたくさんで申請しているやつを全体にここを見せさせていただきますと、全体に今回の地域は管理が不届きではないのかなという感じがしました。〇〇のところなんか見ますと、ソーラーの周りがクロフジが巻いていましてですね。

7番ほか申請者　クロフジというのは。

3番委員　フジツルですね。もう少し置いておけば、ソーラーの上まではうのではないかなというふうな感じで手が入っていないなという感じでありましたので、そこにもカボチャですか、作ったというふうな感じもないし、管理が全然できていないのかなというので、こちらの申請地については手不足で、ほとんど管理がされていないなという感じを受けました。

それで、あと田んぼも今度、何もできないので、〇〇の田については水稻に変更していきたいというところをお話しされましたが、他の会社の耕作機械はソーラーシェアリングで、このぐらいの寸法のものが必要なのだよというののもちょっと確認させていただくと、高さが3 m以上ないと水稻は機械が入らないので耕作できないのではないかなというのがあるのですけれども、先ほど説明の中で、仲間に機械を借りて耕作するという話だったのですけれども、仲間の持っている機械も小さい機械なのか、どのぐらいの機械なのかというののもちょっと説明を受けたいと思っておるのですけれども、その辺もちょっと説明をいただければありがたいと思います。

7番ほか申請者　承知いたしました。

議　長　4点かな、今。

7番ほか申請者　そうですね、4点。

3番委員　すみません。ちょっと訂正なのなのですが、〇〇ですね、ここを櫛にしたいというのですけれども、櫛を耕作するには、石河原で耕作するというのは多少耕地を改良しないとちょっと栽培が難しいのではないかなというふうな感覚も持っているのですけれども、その辺も一つ説明をお願いいたします。

7 番ほか申請者 まず、それからお話しすると、弊社で考えているのは榊、もちろん小さい 1 年生、2 年生ぐらいの苗になるのですけれども、それを植え替えると。それを植え替えるときに石に当たるかどうかは、ちょっと掘るので分かりますよね。それ石に当たればもちろんよける、もしくは石を取り除くというふうにしようかということしか、すみません、我々としては考えてはいないのですが、それでは不足になるのですかね。

3 番委員 昔、田で作っていたところ、あの脇は昔は川だったので、田にして使っていたので、そこに榊を植えるというのは結構相当の石が出てきて、耕作に不都合があるのではないかなという感覚を持ったのですけれども、それで質問しました。

7 番ほか申請者 石がすごいのはもう重々、一回トラクターを走らせてはいるので、トラクターが壊れるかと思ったので、やっぱり。なので、そこは手作業で植え付けはできるかなということでは弊社としては考えています。その後、生育に関しては、やっぱりここは見えない部分があるので、根がやっぱり石に邪魔をされて、根が張っていかないとか、そういったことも起こり得るので、そこはもう随時対処しようかなというふうには思っております。

ご質問に戻りますと、まず最初が〇〇のところは、多分おっしゃられたとおり、収穫した後だったのではないかなとは思います。

議 長 だったのではないかなでは困るから、これは説明にならないです。

7 番ほか申請者 失礼しました。収穫後としか考えられないです。

議 長 考えられないでは困るのです。

7 番ほか申請者 収穫後になります。

議 長 収穫したということでもいいのですか。

7 番ほか申請者 はい。

議 長 間違いありませんね。

7 番ほか申請者 そうです。

議 長 訂正しないでくださいね。

7 番ほか申請者 はい。

議 長 収穫後だそうです。はい、どうぞ。

7 番ほか申請者 2 点目は何の内容でしたっけ。

議 長 2 点目は何だっけ、もう一回言って。1 つずつ聞いていったほうがいいよ。4 つも 5 つも続けてしまうと分からないから、1 つずつ聞いてください。

3 番委員 それでは、〇〇の田ですね。地目、田を下で今後何も作ることができないので、

水稻に変更していきたいと。

7 番ほか申請者 あと高さの問題ですね。

3 番委員 機械の問題は、どういうものをお借りして耕作できるのかどうか。

7 番ほか申請者 そこは私も知識不足で、ご意見いただいてありがとうございます。高さに関しては私ども知らなかったもので、そこはもちろん考慮させてもらって、その貸していただける方に確認をさせてもらって、やっぱり背高が高いものであれば、それ以外のところで、レンタルだったりとかを検討させていただきます。

3 番委員 次に、〇〇というところなのですけれども、そういうところでもカボチャを栽培したのですけれども、実際にどのくらいの収量があったのかよく分からないので、ちょっと説明していただければありがたいのですけれども、全体的におたくさんから出てきている書類には盗難というのが8回にわたってあったのですよというのがあります。

7 番ほか申請者 そうですね。

3 番委員 〇〇も含めてだと思うのですけれども、実際にどのくらい盗難に遭ったのか予想しているのか。実際の収量を比べると、全体に予想していたもので、仮に100kg収穫しようと思ったら50kgしか取れなかったのですよというので、その差が盗難なのですよというのを、その辺の説明を。

7 番ほか申請者 説明というよりは資料は出させてもらっています。栽培実績で。お手元にはないでしょうか。栽培実績は出させていただいているので、そこに盗難の被害も入っております。

3 番委員 いやいや、私が聞いたのは、栽培しているところを見ると、結構草があったので、本当にそういうことであったのかどうかを聞いたかったのですけれども。盗難に遭っていたと。

7 番ほか申請者 盗難に遭っていないとおっしゃるのでしょうか。

3 番委員 ないと言っているのではなくてですね。

7 番ほか申請者 それはちょっと私は憤慨しますけれども。

3 番委員 そうではなくて、ないと言っているのではなくて、草と生産したカボチャの、収穫が済んだ後の現場だったのかどうかを。

議 長 それは収穫した後と言いました。

7 番ほか申請者 それは1つ目の質問で。

議 長 2番。

2 番委員 2番ですけれども、実際に、今3番委員の方も心配しているのですけれども、

実際にカボチャを生育して、カボチャが間違いなくありますよね。収穫寸前だという状態の写真というのはありますか。

7 番ほか申請者 もちろんありますよ。

2 番委員 そんなのを今ここで披露できます。

7 番ほか申請者 ここで披露は、弊社の者が写真撮影はしているので。

議 長 それは提出してください。

7 番ほか申請者 はい。

2 番委員 実際に何でこんなにしつこくこんなことを聞くかというと、我々が〇〇のほうから、〇〇、〇〇のほうから見ていたのですけれども、あちら北側のほうの太陽光設備の営農型の下を見ているのですけれども、どうも見た感じが実際に収穫に値するような、ミニカボチャなり、できていないのではないかという、みんなの共通の見方なのです。本来だったら、本来だったらですよ、幾らかボチャができるといっても、今日ぼんとできて、明日はみんななくなってしまうよという話ではなくて、うちなんかでもカボチャ作りますけれども、少なくとも一月ぐらひは小さいのから、こんなでっかいのまでなって。そんな状態の中で、一番収穫時期というのを見定めて取るわけですよ。

7 番ほか申請者 そうです。

2 番委員 だから、こんな小さなものは取りません。こんな丸っこい、完熟のものは取るかもしれませんけれども。それで、見たのですけれども、実際にそういう痕跡がないのですよ。どうも先ほど来話ししているように、間違いなく、議長が言われましたけれども、栽培しましたよねという確認をしたのは、そういう乾燥したカボチャの殻が防草シートの上にあればですよ、間違いなく皆さん共通の認識として、いや、これは収穫をやっていると。営農型の太陽光に値するというふうに判断するのですけれども、どうも見た感じ、どこを見てもそういう感じがいないのですよ。また失礼な話しますが、カボチャが2 t 盗られたとかという話、さっき聞いたのですけれども、実際に本当にこの畑で2 t 生産されていて、2 t が出てくるのかという話もみんな共通しているわけです。それなので、私も今しつこく、大変失礼な話をしたのですけれども、収穫が末期の状態間違いなくこれだけ完熟のものがなりました。例えば2 t なり3 t なりに値するものが。それに対して私たちはこういうふうに収穫して、コンテナにはこういう重量のものが収穫できましたよという話をしていただければ私は納得します。3 番委員の方も納得すると思います。我々も納得します。するの

ですけれども、どうも何かその辺が、幾ら譲っても、我々も農業をやっていますから、どんな状況で、どのくらい取れるということは承知しています。それなので、あえてここで質問させてもらいました。そういうことで返答をよろしくをお願いします。

7 番ほか申請者 ありがとうございます。ちなみに今おっしゃられた 2 t というのは。

議 長 13 番。

13 番委員 13 番です。私は 22 日の土曜日だったと思うのですが、ちょうど朝、8 時半ぐらいだったですか、現地に〇〇のところへ行きましたら、ちょうどスキヘッドの方で、社長さんですか。

7 番ほか申請者 ではないです。手伝ってくれている。

13 番委員 その方が住み込みでずっとやられていて、何か〇〇のほうでもレストランをやっているとか何とかおっしゃっていましたが、その方からいろいろ話を聞くことができまして、先ほど出ましたカボチャを去年は 2 t ぐらいやられてと。

7 番ほか申請者 全部で合わせて、多分それは、2 t は言い過ぎだと思います。盗られたのがということですね。

13 番委員 そう。

7 番ほか申請者 盗られたのは 2 t もいかないです。多分合わせても 500 kg はいかないと思います。5 か所でやられた。失礼しました。

13 番委員 一応そう聞いたので、今会議の席上でお話ししたのですが、ちょうどその朝、その方がカボチャの苗、このぐらいのを持って植えに来ていたのです。〇〇のその現場も今年やられたという話をしていましたね。ある程度その後にまたカボチャの苗を植えるというから、私は好印象を持ちまして、相当しっかりと営農のほうも取り組んでいただいているなということで、ちょっとここでお話はさせてもらったのですが、〇〇の現場のほうは本当にきちんと管理されて、周りの畑なんかも、ナスなんかについても単管を入れて網を囲ってしっかりやって、ちょうどそのときに外国人の方が朝、収穫をして、次の現場に行くというふうな、移ったという直前だったらしいのですが、そんなような話をされていました。防犯カメラの話もされていましたけれども、一応それで警察のほうに入れたので、量を聞いたら、今こちらのほうの情報をちょっと私分からなかったものですから、〇〇以外の現場は。大分内容が違っているのでびっくりしたのですが、その辺をきちっとこれから真実というか

正確なものを教えてもらって、今後の対処方を含めておっしゃっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

7 番ほか申請者 承知しました。ありがとうございます。

議 長 それは質問は含まれていない。回答を求めることは含まれていない。

1 3 番委員 だから、そういう部分の事実を、大分乖離があるということで、しっかりと。

議 長 今のは質問ではないですね。回答を求めるものではない。
何を回答。

1 3 番委員 収穫の実際の量と盗まれた量。

議 長 お願いします。1 3 番委員の質問に対して。

7 番ほか申請者 回答は後日のほうがよろしいと私は思います。栽培実績には全部入っているのですが、盗難されたのがどれぐらいの量かというのは入っていないので、盗難されたよということしか入っていないので、盗難がどれぐらいの量だったかと。これ推測になってしまって申し訳ないのですが、

議 長 分かりました。では、後日報告してください。
ほかに。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。今日のご苦労さまでした。それで、太陽光の更新申請許可、令和 6 年から厳しくなっているのです。それはお分かりになりますね。

7 番ほか申請者 承知しております。

1 5 番委員 実に厳しくなっているわけです。私もこれから市の条例どうのこうのというので改正してもらいたいというのは市長に言おうと思っているのです。実に曖昧なところが多いのです。それを数値的にはっきりさせようと今後しますから、曖昧な答えでは駄目なわけです、全てがですね。

質問を幾つかします。その盗難に遭ったのなら、警察にもちゃんと届け出しているのですか。

7 番ほか申請者 出しています。

1 5 番委員 それを見せてください、写しを。

7 番ほか申請者 了解です。

1 5 番委員 そこに数量とかは載っているはずでしょう。被害届。

7 番ほか申請者 そうですね。私、すみません、現地に立ち会ってはいないので、どういったやり取りをしているかは不明ですが、そこに書いてあります。

1 5 番委員 獣が盗んでいたのではないですね。

7 番ほか申請者 獣ではないです。

1 5 番委員 人間ですよ。

7 番ほか申請者 人方です。

1 5 番委員 かじった跡はないですよ。

7 番ほか申請者 ないです。完全に盗難です。

1 5 番委員 その届けの写しを出してください。

7 番ほか申請者 承知しました。

1 5 番委員 別に信用していないわけではないけれども、そういった既成事実を農業委員会に出すというのは必要かと思うのです。

それと、あと私がちょっと質問したいのは、いろいろかなりの数の太陽光の施設、飛び飛びにありますけれども、この中で遮光率の計算、これがみんな50%以上なのです。計算間違っていないですか、遮光率。

7 番ほか申請者 計算は間違っていないと認識しています。

1 5 番委員 どういう計算の方法なのですか。

7 番ほか申請者 計算式は入っていなかったでしょうか。

1 5 番委員 これ細かくてね、我々年寄りには見えないのですよ。

7 番ほか申請者 恐らく数字、掛け算、割り算は入っているかと。

1 5 番委員 いずれにしても、この70%なんていったら、えらい日陰ではないですか。

7 番ほか申請者 になります。

1 5 番委員 普通、国が基準として設けるのは30%ですよ、作物作るのには。70%だ、60%なんていう遮光率で何ができるのですか。

7 番ほか申請者 それは意見書によると。作物にもよると思います。

1 5 番委員 それも分かります。それで、見るところ、大体最終的に榊とかブルーベリーに逃げ込むのですよ。私の言い方、失礼な言い方で申し訳ないのですけれども。それで、榊、ブルーベリー、これが市場に出して収支が合うのですか。

7 番ほか申請者 ブルーベリーは合いますけれども、榊はまだ我々やっていないので。

1 5 番委員 合わないことをやったってしょうがないでしょう。収支報告書を今度求めますよ。

7 番ほか申請者 もちろん求めてください。どうぞ。

1 5 番委員 それで、数値基準を今後安中市の市の条例として設けていきたいと、私の意見だけですけれども。それ厳しくやっていこうと。

7 番ほか申請者 我々はそれでいいと思っています。すみません。回答してしまって申し訳

ないですけれども。

15番委員 のらりくらの答弁では駄目なわけですよ。今はのらりくらの済むかもしれないけれども。それを申し上げておきたいと思います。

それで、遮光率が足りないのであれば、パネルを外してでも作ろうという、本当に意欲があるかどうかですよ。それを確認したい、ここで。

7番ほか申請者 その意欲ですか。

15番委員 これは目的は、別に太陽光で収入を得るための施設ではないのですよ、ここは。作物を作るための施設なのです。たまたま太陽光発電するという、そういうのが営農型太陽光の目的なのです。それをよく理解してもらいたいと思うのですよね。その太陽光のパネルを外してまで遮光率を高めて作物を作ろうという意欲があるのならここで宣言してください。

7番ほか申請者 意欲も何も我々は、ごめんなさい、回答させていただきますと、今15番委員さんがおっしゃられた、厳しくするということに対しては、もちろん賛成です。なぜかという、弊社は〇〇、来月から3人になりますけれども、基本的に4人体制です。結構な力もお金もかけてやらせてもらっています。その中で太陽光のソーラーシェアリングですね、やっていないと、のらりくらりと今おっしゃられた、のらりくらししている業者さんって本当に多いと思うのです、私も。それが私はすごく嫌なのです。弊社はしっかり力を入れてやらせてもらっている、この場所で。もちろん今太陽光の下でカボチャをやらせてもらっていますけれども、これもともとは何もされていない土地です。荒れた土地です。ここを、恐らく農業を経験されている方がほとんどだと思うので、土作りからやっています。やっと3年たって、やっといい土になってきました。恐らくそれは皆さんも分かると思います。やっと育ってきたなという実感が、育ちがよくなったなというふうに目で見えて分かるくらいよくなってきています。そんな中で盗難もあり、作物が水浸しのところもあり、紆余曲折していますけれども、今15番委員さんがおっしゃられたパネルを外してまでやる意思はあるか、あります。〇〇を私どもはこの安中でやっている、それだけは分かってほしいです。なので、ナスも力を入れて、7月は弊社が、〇〇がナス、安中市で一番収穫していますから。それはちょっと余談ですけども、それだけ力を入れて、来年はもう一人増やして、全部で5人体制でやっていく予定でいますので、そこに関してはご承知おきいただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長 3 番。

3 番委員 3 番です。

議 長 質問は明確に。

3 番委員 はい。すみません。先ほど耕作の人員が4名というお話で説明がありまして、私の感じでは、この申請地は、1 3 番委員が説明した地域については手が入っているのですけれども、1 1 番の申請地域については手が入らなかったで、ちょっと草になったり、ツルが巻いたりしているので、今後全体を今度管理するということになると、この4名では足りないということが印象を受けるのですけれども、増員の計画は予定がありますか。

7 番ほか申請者 今話をさせていただいたとおり、来月から4人体制で、その次の年ですね、〇〇を呼ぶのですけれども、次の年の春ですね、4月の予定ですが、から5人体制です。

3 番委員 1 人増員する。

7 番ほか申請者 そうです。

3 番委員 それで足りる予定なのですね。

7 番ほか申請者 そうですね。その予定で考えております。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。ご苦労さまです。先ほどの〇〇の水稻にするというところの件なのですけれども、高さの話は出ているのですけれども、支柱の幅の話も出ていなかったで、機械は入ると思いますか。

7 番ほか申請者 今のピッチというのが大体4 m ぐらいなのです。

議 長 そんなにあったかな。

7 番ほか申請者 3. 8 m ですね、基本的には。基本的には3. 8 m から4 m の間です。これは大丈夫です。全部恐らく資料も出ていると思いますけれども、もちろんイレギュラーはありますよ。一部分が細くなっていたりとか、1 m しかない場所があったりとかというのは一部分はあるのですけれども、全体的には基本的に4 m ぐらいのピッチでありますので、横は大丈夫かなと思います。

9 番委員 目測だったので、はっきり測ったわけではないのですけれども、3. 8 m というのであれば、小さい機械だったらコンバインでも入れますかね。

7 番ほか申請者 もう一つお話しさせてもらうと、その機械、最初は安中の方に「いいよ、貸しても」と言われる前は、ここだけなのだから、手作業でやらないかという

話はしていました。もう人海戦術で、本当それは。

9 番委員 今言った手作業といっても、1, 4 3 8 平米あるわけです。それを手作業って。

議 長 1 0 人ぐらい必要だね。

9 番委員 昔はやったのですけれども、昭和の時代は手作業でやったのですけれども、1 0 人でやって1 日でやっとやり切るかぐらいの話の量です。

それと、今ありましたけれども、くどいようのですけれども、もう一つ質問があって、本当に5 人で足りると思いますか。

7 番ほか申請者 今の状況であれば。

9 番委員 私、見させてもらうのに〇〇とか〇〇とか行ったのですけれども、一度も草刈っていないのではないという状況ですね。

7 番ほか申請者 草刈りは必ずしていますね。

9 番委員 必ず刈っていないです。私行きました。圃場によっては、〇〇というところはそれなりにはきれいになっています。ただ、〇〇というところと〇〇、あとは〇〇の今度水稻にしようというところ、あそこはもう本当に水稻にしかならないと思うのですけれども、やるとしても水がすごくて。質問として5 人で足りると思いますか。

7 番ほか申請者 回答させていただきます。

5 人で基本的には足ります。ただ、繁忙期であったりとか、イレギュラーが起きた場合は弊社の、もちろん会社は幾つかあるので、その人間が来られるとして最大で1 0 人ぐらいは来られます。全部で1 5 人ぐらいは弊社の身内だけで用意ができます。なので、そういったところで対処していければと。

9 番委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ1 7 番から。

今日のご苦労さまです。先ほどから委員の皆様からもかなり厳しい意見が出ていると思います。というのは、やはり〇〇が安中市内においてソーラーシェアリングを含めて、それ以外でも営農活動をしていただいて、農地を取得してやっていたらいいということとは皆さん承知しております。ただ、今言ったように、〇〇とか一部の圃場はきれいに管理されているのですが、〇〇や〇〇の圃場が管理がかなり不行き届きで、先ほど9 番委員とか3 番委員、2 番委員が言ったように、草刈りが春から一回もされていないような圃場も見受けられます。圃場に入っていけないようなところもあるし、〇〇の河原沿いはどれにな

るのかな。これに関してはカボチャが全く一本も植わっていなかったし、入っていく道の草刈りすらしていなかった。ハウスの周りはもちろん草だらけだし。こういう状況があるので、皆さんも人数的なものも足りるかという心配をしているわけなのです。今年が4人で来年が5人で、これが足りるのかどうかというのは、来年ちょっとやってみていただかなければ分からないのですけれども、ぜひ安中市農業委員会としても、皆さんにちゃんとやっていただきたいのです。そういう気持ちでこういう厳しい質問をしていますので、それを大前提にお願いします。

その中で、先ほど説明があった中で、〇〇、田んぼにするところ、40万から50万の費用をかけて土壌改良をされたということを一番最初に開口一番に言われたので、40万から50万の土地改良というのは、これは非常に高価だと。私は肥料の販売もしているので、なのですが、具体的に40万から50万をここでやったという内容を、どういう内容をしたのか今答えられますか。

7番ほか申請者 基本的には、ごめんなさい、名前は忘れてしまったのですが、事業計画書には書かせてもらっている、その根っこが長い植物。

2番委員 セスバニア。

7番ほか申請者 セスバニアですかね。

17番委員 種代で40万も50万もかからないですよ。

7番ほか申請者 種代で1回で2万かかっているのですよ。15回から20回ぐらいやっています。

17番委員 20回まいたと。

7番ほか申請者 芽が出なくて。まくではないですか。まいて大体1週間ぐらいで小さい芽が出てきますよというのが大体書いてあるのですけれども、それが出てこないのです。でも、出ないとどうしようもないではないですか。

17番委員 種が腐ったということだね。

7番ほか申請者 そうしたことなのですね。

17番委員 セスバニアね、はい、分かりました。これはこれで分かりました。

では、トータルとして栽培管理ができているところとできていないところがあるので、最初の段階で説明が360度違う。委員さんによってそれだけ印象が違うということなので、ぜひ来年、今年の秋の櫛の植え付けから来年に向けて均一になるように管理をしてください。〇〇さんは現場を回っていらっしゃるのですか。

7 番ほか申請者 基本的にはそんな頻度は高くないです。

1 7 番委員 1 年に 1 回か 2 回。

7 番ほか申請者 そんなことないです。月に 1、2、3、4 回ぐらいですね。週 1 は必ずこっち方面には来るのですよ、私は。そこで現場を見られるときと見られないときがあって、時間があるときとないときで。

1 7 番委員 その頻度よりも少なくてもいいのですけれども、もう少し丁寧に見て回って、草刈り等も含めて、河原の圃場に関しては、途中まで草刈りがしてあって入れたけれども、途中から草刈りがしていなくてハウスまで届かなかった。ハウスというかシェアリングの圃場まで行くのに草をかき分けて行ったような感じなので、これでは作業もできないでしょうし、車も入れないし、軽トラもあの状況では入れないので、カボチャをどうやってこれ収穫して持ち出すのかなという疑問もありました。ぜひ来年以降、今年の秋以降、まだこれからカボチャの収穫を 10 月にする予定になっているらしいので、周りから見て恥ずかしくない管理をぜひお願いします。

7 番ほか申請者 承知しました。ちなみに、ごめんなさい。最後に言っていた河原のところの〇〇の川沿いのところですね。そこは櫛に替えさせてもらいたいといういう場所になります。

1 7 番委員 別に櫛に替えてもいいけれども。

7 番ほか申請者 もう一つ付け加えさせてもらおうと、入っていく道が恐らく違います、我々と。弊社、多分河原の、本当に川のところから入ってきますよね。私どもはその手前のおうちがあって、そこの脇から、ここ通らせてと言って入っているのです、そっちから。草がすぐ生えてしまうので、あそこの川沿いは。斜めに入っていく。

3 番委員 私、〇〇さんといううちで 1 軒平家のうちがあって知っているのですけれども、あの草刈りも〇〇さんが刈ったのではないのかなというふうな草刈りした状況で、木が植わっている後ろ側がソーラーになっていて、フジツルが巻いているので、あそこを車、ツルが刈ってあれば、ソーラーのすぐそばまで車で行って管理がしやすいのではないかなという場所ですよ。そこから出入りしていないという今話なのですけれども。

7 番ほか申請者 あそこだとトラックもつけられない。トラックが入っていけないので、狭いので。

1 7 番委員 分かりました。

家の裏を通るということですね。

7 番ほか申請者 そうなのです。しかもあれは落ちたら本当に危ないので、川のほうに。

3 番委員 川の、結構土手広かったですけども。

7 番ほか申請者 あそこはやっぱり危なくて行っていません。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

7 番ほか申請者 また資料のほうは用意させていただきます。

議 長 宿題の件は、提出をよろしくお願いします。

7 番ほか申請者 承知しました。ありがとうございます。よろしくお願いします。失礼します。

（議案第 1 号 7 番、8 番及び関連する議案第 3 号 10 番、11 番案件申請者退出）

議 長 それでは、審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

（休憩午後 3：11）

（意見取りまとめ）

（再開午後 3：12）

議 長 それでは、再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条の関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条は、7 番から 10 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 1 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。
1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条の関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。10番と11番については、疑問もございますので、許可期間1年として再確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 8 年 8 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書 6 ページ記載の 1、中間管理権設定関係記載の 1 番及び 2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係 1 番記載の計 2 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和 8 年第 8 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3 時 20 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

安中市農業委員会会長

2 番委員

1 5 番委員